

「治山林道必携（委託業務設計積算編）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="271 363 972 424">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="371 612 875 738">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="506 1182 741 1222">令和3年10月</p> <p data-bbox="327 1347 927 1382">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1256 363 1957 424">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="1357 612 1861 738">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="1491 1182 1704 1222">令和3年7月</p> <p data-bbox="1312 1347 1912 1382">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

1- (1) ～5- (7)

(略)

5- (8) 交通費の算定について

(略)

1)

(略)

2)

(略)

3) 旅費交通費の計上方法

測量業務については、基地～現場までの往復距離が60km以上の箇所のみ(削る)旅費交通費を計上する。その他業務については、基地～現場までの往復距離を旅費交通費に計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。

基地～現場までの往復距離は整数止め(整数以下切捨て)とする。

5- (9) ～ 5- (15)

(略)

1- (1) ～ 5- (7)

(略)

5- (8) 交通費の算定について

(略)

1)

(略)

2)

(略)

3) 旅費交通費の計上方法

基地～現場までの往復距離が60km以上の箇所のみ基地～現場までの旅費交通費を計上する。

なお、離島等については、別途船賃等を計上すること。

基地～現場までの往復距離は整数止め(整数以下切捨て)とする。

5- (9) ～ 5- (15)

(略)